

あなたの老後、任せられる人がいますか？

将来が心配… な方へ

任意後見制度のご案内



○認知症が心配です

○頼れる親族がいません

○もしものとき、葬儀や家財の片付けを頼める人がいません

○入院時の手続、預貯金の出し入れが不安です

○悪徳商法にだまされないか心配です

○ペットのことが心配です

このような方にお勧めの制度です。



1. 任意後見制度とは？

本人に判断能力がある間に、将来自分の判断能力が低下した時に備えて、本人の代理人として信頼し生活を支えてくれる人（任意後見人）を自分で選び、お願いする内容も自分で決めることができる制度です。

任意後見制度のここに**注目!**

○誰に代理で支援してもらおうか、希望どおりに決められます

本人のことを良く理解している親族に任意後見人になってもらうことができます。複数の人に分担してもらうこともできます。

※財産管理など身内では争いのおそれがある部分は、第三者の専門職の活用も。

○代理してもらおう内容・範囲をあらかじめ決められます

代理してもらおう内容は、一覧から選んで決められるので難しくありません。

(詳細はP.3)

○公正証書で作成します

任意後見契約は、公証人が本人の意思を確認して作成するので、本人の意向をしっかりと反映できます。

○他の契約と合わせて作成できます

死後事務委任契約などとも合わせて作成でき、将来に向けて安心できます。(詳細はP.6、7)



○任意後見契約が優先されます

法定後見の申立てがあっても、まず任意後見契約が優先されます。

☆ワンポイント！

成年後見制度には、**任意**後見制度と**法定**後見制度があります。

どちらも認知症、知的障害や精神障害によって判断能力が十分でなくなり、契約や財産管理などを行うことが難しくなってきた方が、その後も自分らしく安心して暮らせるように、本人の権利を守り、生活を支援するための制度です。

—任意後見—	—法定後見—
任意後見人は本人が決める 他の契約と合わせて作成できる	法定後見人は家庭裁判所が決める 本人は他の契約を結べなくなっていることが多い
法定後見より優先される	任意後見契約があると原則認められない
任意後見人は本人の行為を取消すことができない	法定後見人は本人に代わって取消すことができる(後見・保佐の場合)

2. 任意後見人に何を代理してもらえるの？

身上保護 住まい・医療・介護にまつわる諸手続き

- ・病院への支払い
- ・入退院の手続き
- ・介護・福祉サービスの利用・変更・解除
- ・要介護認定を受ける必要がある時の申請
- ・入所施設の選定や入所申請、施設への支払い
- ・入所時などの時の住まいの処分



☆ワンポイント！

ヘルパーのような介護行為を含むことはできません。任意後見契約とは全く別の契約が必要です。

財産管理

- ・日用品や生活に必要な機器・物品の購入
- ・預貯金の預け入れや引き出し
- ・証書、印鑑、登記済権利証などの保管
- ・住まいの増改築（リフォーム）や修繕の手続
- ・家賃や公共料金・保険料等の支払い
- ・税金の申告・納付



その他

- ・住民票、戸籍謄本などの証明書の発行請求

☆ワンポイント！

では、判断能力が十分ある間は、代理を頼むことができないのでしょうか？

身体能力が低下して誰かの助けが必要なときなど、「任意後見契約」とは別に、「**財産管理委任契約**」を結んでおくことで、代理の支援を受けられます。

代理の内容は、主に「財産管理」の事項から必要と思われるものを決めます。契約を交わしていても、ご自身が自力で行っても構いません。

この契約は、「任意後見契約」と一緒に公正証書で作成することが多いです。

3. 契約から利用まで、手続きの流れ



相談

判断能力が低下した場合に備え、将来どのように生活をしたいのか？財産をどのように管理してほしいのか？などの支援してもらいたい内容を、本人と「将来支援をする人＝任意後見受任者」とで、じっくり話し合っ

契約

決定した内容を基に、本人と任意後見受任者が、任意後見契約を公証役場で公証人の作成する**公証証書**で結びます。契約の内容は法務局に登記されます。

監督人 申立て

本人の判断能力が低下した場合には、任意後見受任者は、家庭裁判所に任意後見監督人選任の申し立てをします。

後見事務 開始

任意後見監督人が選任されると、任意後見受任者は任意後見人となり、任意後見監督人の指導を受けながら後見事務を行います。任意後見人は、任意後見契約に基づき、本人の意思を尊重しながら、支援をしていきます。

後見事務 終了

本人がお亡くなりになった場合は、任意後見契約は終了します。また、任意後見人が病気などでやむを得ない事情により、契約を解除しなければならない場合は、家庭裁判所の許可が必要となります。

☆ワンポイント！

任意後見契約を公証役場で結ばれる際に、「見守り契約」「財産管理委任契約」「死後事務委任契約」も同時に結び、また「尊厳死宣言書」も作成されることが最近多くなっています。

特に頼れる家族がいらっしゃらない場合は、死後の手続きや葬儀・納骨なども任意後見人に行ってもらえるよう、「死後事務委任契約」も同時に結ばれることをおすすめします。（詳細はP.6、7）

4. 費用はいくらかかるの？

任意後見の利用に関する費用としては、契約を結ぶための費用、契約発効までの本人の財産管理や見守りのための費用、任意後見監督人選任の申立てのための費用、後見事務開始からの任意後見人や任意後見監督人の報酬などがあります。



最初に

1. 任意後見契約を結ぶための費用として、5～15万円くらい

○契約書作成のための専門家への報酬 **3万円～10万円**（行政書士に依頼する場合）

任意後見制度を利用したいときは、ぜひ街の頼れる法律家である行政書士にご依頼ください。専門家に支払う報酬額は法律などによって定められているものではなく、具体的なご相談内容によっても異なります。まずはお近くの行政書士にご相談、ご確認ください。

○公正証書作成のための費用（公証役場に払う手数料、登記費用など） **2万円～3万円**

任意後見契約は公正証書で作成しなければ法的な効力が認められません。公正証書作成の基本手数料（1契約につき1万1,000円）のほか、登記費用、印紙代、書留郵便代などが必要です。

契約発効

2. 任意後見監督人選任申立ての手続きに、2万円くらい

○任意後見監督人の選任申立手数料（申立費用、登記費用など） **6千円程度**

○医師の診断書、戸籍謄本、住民票などの費用 **5千円～1万円**

任意後見
がスタート

3. 月々の費用は、2～6万円くらい

○任意後見人の報酬（行政書士などの専門職に依頼する費用） **月額1万円～3万円**

報酬額は任意後見契約であらかじめ決定し、本人の財産から支払われます。

（親戚や知人が任意後見人になる場合、無報酬とする契約もあります。）

○任意後見監督人の報酬 **月額1万円～3万円**

家庭裁判所が、本人の生活、財産の状況、任意後見監督人の事務の内容などを考慮して、本人にとって無理のない金額を決定し、本人の財産から支払われます。

☆ワンポイント！

～財産管理や、見守りのための費用～

任意後見契約とあわせて、「財産管理委任契約」(移行型)や「見守り契約」(見守り移行型)を結ぶ場合には、それら契約の公正証書作成のための費用、2～3万円程度が上乗せされます。また、後見事務が始まるまでの間、「財産管理委任契約」や「見守り契約」の報酬（受任者と本人が、相談して決めます）や実費がかかります。

5. 任意後見契約を補完する契約等



① (亡くなったあとのこと) 死後事務委任契約

本人の死後に発生する病院の精算、葬儀、埋葬、官公庁への諸届け等の各種手続は、任意後見人の事務の範囲外になります。

そこで、これらの事務を任意後見人に依頼したいときは、任意後見契約とは別に「**死後事務委任契約**」を任意後見人と結びます。

公正証書で死後事務委任契約を結ぶことで、官公庁や金融機関への信頼性が高まります。

死後事務委任の内容例

- ・菩提寺・親族等関係者への連絡事務
- ・通夜、告別式、火葬、納骨、埋葬、永代供養に関する事務
- ・医療費、老人ホーム等の施設利用料その他一切の債務弁済事務
- ・家財道具や生活用品の処分に関する事務
- ・行政官庁等への諸届け事務
- ・別途締結した任意後見契約等における事務の未処理事務
- ・相続財産管理人の選任申立手続
- ・以上の各事務に関する費用の支払い

☆ワンポイント！

葬儀の流れ

一般的な葬儀について 納棺→通夜→告別式→火葬
直葬について 納棺→火葬

遺骨の埋葬については、従来の墓に納めるほか、次のような方法があります。

- ・永代供養墓に納める
- ・納骨堂に納める
- ・自分で保管する
- ・樹木葬墓地に納める
- ・海洋（葬）に散骨する



② (身体が不自由なとき) 財産管理委任契約

身体が不自由などで、誰かに金銭管理の支援をしてほしいときなどに、信頼できる人との間で、日常の金銭管理、預貯金の出し入れや諸経費の支払、財産の管理などについて、本人に代わってしてもらう委任契約です。（詳細はP.3）

③ (将来のことが心配なとき) 見守り契約

信頼できる人との間で、

- ・定期的に連絡を取り合い、
- ・本人の生活状況を見守り、
- ・本人の日常生活に必要な相談・支援などのサポートを受ける契約を結びます。



見守りの内容・・・本人の生活状況の支援

- ・定期的な訪問・電話連絡を行い、本人の心身の状態を把握する。
- ・必要な医療機関や援助サービスへ道筋を繋げる
- ・任意後見監督人の選任請求（任意後見を受任している場合）…など

☆ワンポイント！

財産管理委任契約を結ばずに任意後見契約だけを結ぶ（将来型）場合に、一緒に契約します。

任意後見契約の事務を円滑に進めるためには、本人と任意後見受任者との信頼関係を構築する必要があります。そのためには、見守り契約を締結して、本人の趣味や嗜好、生活スタイル、人間関係などを把握しておくことが重要です。

また、適切な時期に任意後見契約を発効（家庭裁判所に任意後見監督人の選任申立手続きをする）させるタイミングを計ります。

任意後見契約が発効すると、見守り契約は終了します。

④遺言書



財産を思いどおりに遺したい、財産の分け方について本人に想いがある場合には、遺言書を作成する必要があります。未然に相続トラブルを防ぐため又は財産をどこかに寄付するためにも、遺言書の作成をおすすめします。

自身で作る**自筆証書遺言**、公証人が作る**公正証書遺言**などがあり、法律的な要件を満たした有効な遺言書を作成することが重要です。詳しくは、お近くの行政書士にご相談、ご確認ください。

6. 各契約の組み合わせ方〈参考例〉

本人の状態 組み合わせ	今は大丈夫 将来が心配	身体能力 が低下	判断能力 が低下	死 亡
	遺言書の作成			死後事務委任契約の履行・遺言の執行
【移行型】 身体面が不自由なので、今から財産管理を手伝ってほしい。		相談・契約 財産管理委任契約	任意後見契約	
【見守り移行型】 今は元気。将来のために今から見守り支援をしてほしい。	相談・契約 見守り契約		任意後見契約	
【将来型】 今は元気。将来、判断能力が低下したときには支援してほしい。	相談・契約		任意後見契約	

ご相談、問い合わせ先は、

あおぞら社会福祉士事務所
行政書士あおぞら法務おとみち事務所

〒662-0918 兵庫県西宮市六湛寺町12番10号
サングリーン本社ビル303号

TEL: 0798-39-8385

E-mail: jimujimu@otomichi.jp